

○国立大学法人埼玉大学教育機構教育推進室規程

〔令和2年5月28日〕
規則第10号

改正 令和5. 2.16 4規則44 令和5. 3. 9 4規則55
令和5. 6.22 5規則14

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構教育企画室規程第6条第2項の規定に基づき、教育機構教育企画室に置く教育推進室に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教育推進室は、教育企画室において企画・立案した全学の教育に関する事項を実施及び推進することを目的とする。

(業務)

第3条 教育推進室は、次の業務を行う。

- (1) 全学の教育に係る事項の実施及び推進並びに評価及び改善
- (2) 教養・スキル・リテラシー科目の実施及び推進並びに評価及び改善
- (3) その他教育推進室の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 教育推進室は、次の教職員をもって構成する。

- (1) 教育推進室長
- (2) 教育機構基盤教育研究センターの専任教員
- (3) 兼任教員
- (4) 事務職員
- (5) その他学長が必要と認めた教職員

(教育推進室長)

第5条 教育推進室長は、教員の副機構長をもって充てる。

2 教育推進室長は、教育推進室の業務を掌理する。

(兼任教員)

第6条 兼任教員は、教育学部に所属する教員並びに人文社会科学部研究科に所属する教員のうち教養学部教育を担当する教員及び経済学部教育を担当する教員並びに理工学研究科に所属する教員のうち理学部教育を担当する教員及び工学部教育を担当する教員のうちから、学長が委嘱する。

2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じ

た場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教育推進室会議)

第7条 教育推進室に、教育推進室の運営と業務の遂行に関する事項を審議するため、教育推進室会議を置く。

(審議事項)

第8条 教育推進室会議は、第3条に掲げる事項について審議する。

(構成)

第9条 教育推進室会議は、第4条に掲げる委員をもって組織する。

(会議)

第10条 教育推進室会議に議長を置き、教育推進室長をもって充てる。

2 議長は、教育推進室会議を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

4 教育推進室会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第11条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(データサイエンス教育実施委員会)

第12条 教育推進室に、数理・データサイエンス・AIリテラシー教育プログラムを実施及び推進するため、データサイエンス教育実施委員会を置く。

2 データサイエンス教育実施委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第13条 教育推進室は、全学の教育に係る特定の課題について企画・立案及び実施を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し、必要な事項は別に定める。

(事務)

第14条 教育推進室に関する事務は、学務部教育企画課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年6月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱する第4条第3号に規定する兼任教員の任期につ

いては、第6条第2項の規定にかかわらず、人文社会科学研究科に所属する教員のうち教養学部教育を担当する教員及び経済学部教育を担当する教員にあつては、令和3年3月31日まで、教育学部に所属する教員並びに理工学研究科に所属する教員のうち理学部教育を担当する教員及び工学部教育を担当する教員にあつては、令和4年3月31日までとする。

附 則（令和5. 2.16 4規則44）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5. 3. 9 4規則55）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5. 6.22 5規則14）

この規程は、令和5年6月22日から施行する。